

**一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体  
評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則**

(目的)

第1条 この規程は 民間公益活動促進業務規程第6条第2項に基づき、一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体（以下「当財団」という。）における評議員及び役職員と、資金分配団体及び民間活動を行う団体並びにそれらの候補となる団体との関係について、休眠預金等の性質を踏まえて疑念を招かないための基本的事項を定め、その業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資金分配団体 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号。以下「法」という。）第19条第3号ロに規定する民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受けるものをいう。
- (2) 21条2号団体 第4項で規定する民間公益活動を行う団体であって、法21条第2号に基づき指定活用団体から直接の休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成又は貸付けを受ける団体
- (3) 資金分配団体等 前号及び前々号の団体をいう。
- (4) 選定申請団体等 資金分配団体等の公募に申請する団体をいう。
- (5) 民間公益活動を行う団体 法19条第3号イに規定する民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受ける団体（第1項の資金分配団体を除く）をいう。
- (6) 助成等申請団体 民間公益活動を行う団体として資金分配団体に助成等を申請する団体
- (7) 助成等申請団体等 前号、前々号の団体をいう。
- (8) 所属する団体 本財団の評議員及び役職員が、評議員、社員、株主または役職員である他の団体をいう。

(理事長への届け出)

第3条 本財団の評議員及び役職員は、所属する団体が、選定申請団体等になった場合にはただちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、前項の所属する団体の役員である場合には、選定申請団体等の資格を取り消すものとする。

2 届け出を受けた理事長はただちにコンプライアンス委員会に届けなければならない。

(所属する団体に関する申告)

第4条 本財団の評議員並びに役職員は、様式1により、就任した日から起算して三年以内に所属していた団体の名称及び当該団体における役職名について理事長に申告するものとする。ただし、指定活用団体の申請に当たって履歴書を提出した者は当該履歴書を以てそれに変えることができる。また、任命後、新たな団体に所属したときは、速やかにその旨を申告するものとする。なお、再任された評議員及び役職員にあっては、先に評議員及び役員であった時に申告した内容も含め、申告することとする。

(助成等の申告)

第5条 本財団の役職員及びその所属団体が、就任した日から起算して三年以内に 第2条第4号で規定する選定申請団体等及び第7号の助成等申請団体等から受けた助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）について申告するものとする。

(株主の申告)

第6条 役職員が、第2条第7号で規定する助成等申請団体等のうち、株式会社である法人の株式その他の出資に対する剰余金の分配を受ける権利を有するものを所有している場合はただちに理事長に申告するものとする。その場合において助成等申請団体は、当財団の役職員が当財団を辞任するか当該株式を放棄するかのいずれかの措置をとらない限り助成金等を受け取る資格を失うものとする。

2 ただし前項において、やむを得ぬ事情がある場合としてコンプライアンス委員会が認めたときはその限りではない。

(本財団設立者への準用)

第7条 本財団設立者は本規則の規定を準用するものとする。この場合において、役職員とあるのは本財団設立者と読み替えるものとする。

第8条 (審査に係る委員への準用)

本財団の助成等の審査に係る委員については、本規則の規定を準用するものとする。この場合において、役職員とあるのは審査に係る委員と読み替えるものとする。

附則

1. この規定は内閣総理大臣の指定活用団体の指定を受けた日から適用する。